

《 剣淵町農業担い手育成支援事業 》

●対象者の定義（範囲）

①担い手とは、

町内に住所を有する45歳未満の農業者

②就農予定者とは、

町内で就農しようとする45歳未満の者

③受入農業者とは、

町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業者グループ

●対象事業及び補助金額

事業名	事業の内容	対象経費	補助基準	対象者
[1] 農業研修等派遣事業	農業経営の向上を図るために、基礎的、専門的農業知識・技術等を習得する研修や、町外の先進的農業者との意見交換等の派遣に対しての支援	剣淵町から道内の研修地までの交通費、宿泊費、研修参加費	対象経費の10分の7以内 ただし、同一年度1回まで、4万円を限度	担い手、就農予定者、又は構成員の概ね半数が担い手で構成されるグループ
[2] 農業研修受入等支援事業	町内に新たに就農しようとする方、又は就農開始後2年未満の方の実践的研修のために受入れる農業者等に対しての支援	研修者に対する研修指導に要する経費	研修生1人当たり1日1,700円、1年度180日を限度	受入農業者
		剣淵町から研修生住所地までの帰路の交通費	道外2万円以内 道内1万円以内	受入農業者において研修を修了した方
[3] 農業活性化活動支援事業	農業者等が自ら町内外において地場農産物の消費拡大及びPR等、地域農業の活性化となる活動に対しての支援	剣淵町から現地までの交通費、宿泊費、会場借上料、車両借上料	対象経費の10分の7以内 ただし、同一年度2回まで、1回当たり8.5万円を限度	担い手、又は構成員の概ね半数が担い手で構成されるグループ
[4] 農業担い手スキルアップ支援事業	農業者自らのスキルアップと農業経営の向上を目指し、意欲的に多様な資格を取得することに対しての支援	資格取得（野菜ソムリエ、北海道フードマイスター、食育マイスターなど）の受験料 ただし、農業機械及び自動車等の資格取得を除く	対象経費の2分の1以内 ただし、1資格1回まで、17,000円を限度	担い手

●申請書及び支給

申請書には、「事業の内容」「期間」「経費」などを記載していただき、申請書を審査して補助の対象と認められた場合は、補助金を支給いたします。